

# 第 1 章 総則

1.	本マニュアルについて
2.	本マニュアルの対象 対象災害 対象建築物等 対象石綿 石綿飛散のおそれのある要因と対応
3.	災害時における石綿飛散防止策の要点と流れ 災害時における石綿の飛散及びその防止に係る工程 石綿飛散防止策の概要 平常時との違い

## 1. 本マニュアルについて

災害時における石綿の処理に関しては、平常時における準備、応急措置、調査、解体、収集・運搬、一時保管、中間・最終処分の工程があり、それぞれの事項について、責任者及び実施者が異なる。本マニュアルにおいては、それらの工程及び責任者の変更等を踏まえて章分けして飛散防止対策について記述した。

また、工程ごとに本マニュアルを必要とする人及び状況が異なると考えられることから、重要な事項については可能な限り他の章の引用を避け、同様の文章を繰り返し記載することとした。

## 2. 本マニュアルの対象

### 2.1 対象災害

本マニュアルが対象とする災害は、災害対策基本法（昭和 36 年 11 月 15 日付法律第 223 号）第 2 条の 1 に定める災害、すなわち、「暴風」「豪雨」「豪雪」「洪水」「高潮」「地震」「津波」「噴火」その他異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発その他その及ぼす被害の程度においてこれらに類するものである。

### 2.2 対象建築物等

本マニュアルの対象は、「建築物等」とする。「建築物等」とは、建築物及び工作物を示し、すべての建築物及び煙突、サイロ、鉄骨架構、上下水道管等の地下埋設物、化学プラント等の土地に固定されたものをいい、建築物には、建築物における給水、排水、換気、暖房、冷房、排煙の設備等の建築設備を含むものとする。（ 1-1 ）

( 1-1) 建築物等に関して

<p>建築基準法 (抜粋) (昭和二十五年五月二十四日法律第二百一号) 第二条 この法律において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 建築物 土地に定着する工作物のうち、屋根及び柱若しくは壁を有するもの(これに類する構造のものを含む。)、これに附属する門若しくは扉、観覧のための工作物又は地下若しくは高架の工作物内に設ける事務所、店舗、興行場、倉庫その他これらに類する施設(鉄道及び軌道の線路敷地内の運転保安に関する施設並びに跨線橋、プラットホームの上家、貯蔵槽その他これらに類する施設を除く。)をいい、建築設備を含むものとする。</p> <p>(中略)</p> <p>三 建築設備 建築物に設ける電気、ガス、給水、排水、換気、暖房、冷房、消火、排煙若しくは汚物処理の設備又は煙突、昇降機若しくは避雷針をいう。</p>
--

2.3 対象石綿

本マニュアルの対象とする石綿の種類は、表 1.1 の 6 種類すべてとする。ただし、主要な対象は、建築物等に使用されていたものである。

なお、建築物等に使用されている石綿を含有する建築材料には、「吹付け」、「保温材」、「成形板」等の種類がある。

表 1.1 対象石綿と建築材料への使用

	対象石綿	建築材料への使用
1.	アクチノライト	無
2.	アモサイト	有
3.	アンソフィライト	無
4.	クリソタイル	有
5.	クロシドライト	有
6.	トレモライト	無

## 2.4 石綿飛散のおそれのある要因と対応

本マニュアルにおいては、災害時における石綿飛散の要因として、表 1.2 及び図 1.1 に示す、2つの状況とその対応を想定している。

表 1.2 石綿飛散のおそれのある状況

状況	倒壊・破損した建築物等から、風等の影響による石綿飛散のおそれのある状況。 対応 応急措置の実施
状況	復興活動における、解体・補修・処分による、石綿飛散のおそれのある状況。 対応 適切な指導・助言に基づく適切な措置

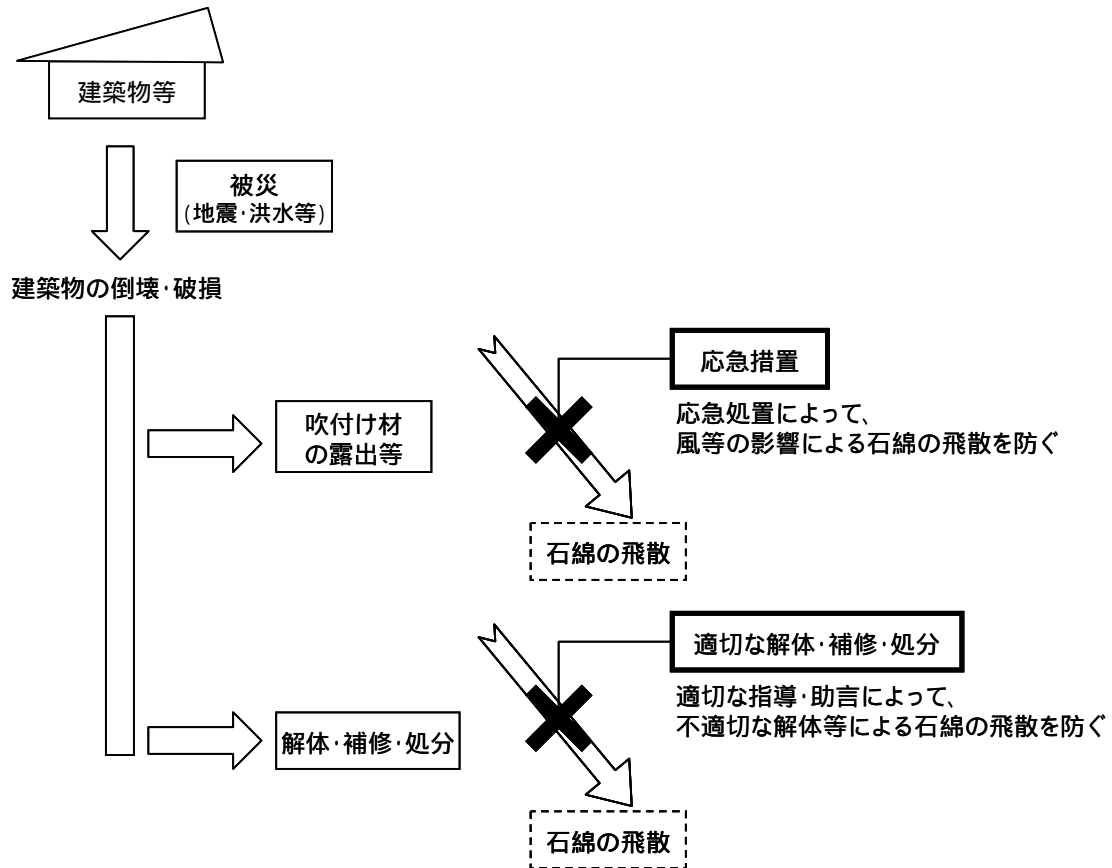


図 1.1 石綿飛散のおそれのある状況

### 3. 災害時における石綿飛散防止策の要点と流れ

#### 3.1 災害時における石綿の飛散及びその防止に係る工程

災害時における石綿の飛散及びその防止に係る工程、本マニュアルにおける取扱い章及び主要な実施及び責任の主体を、図 1.2 に示した。

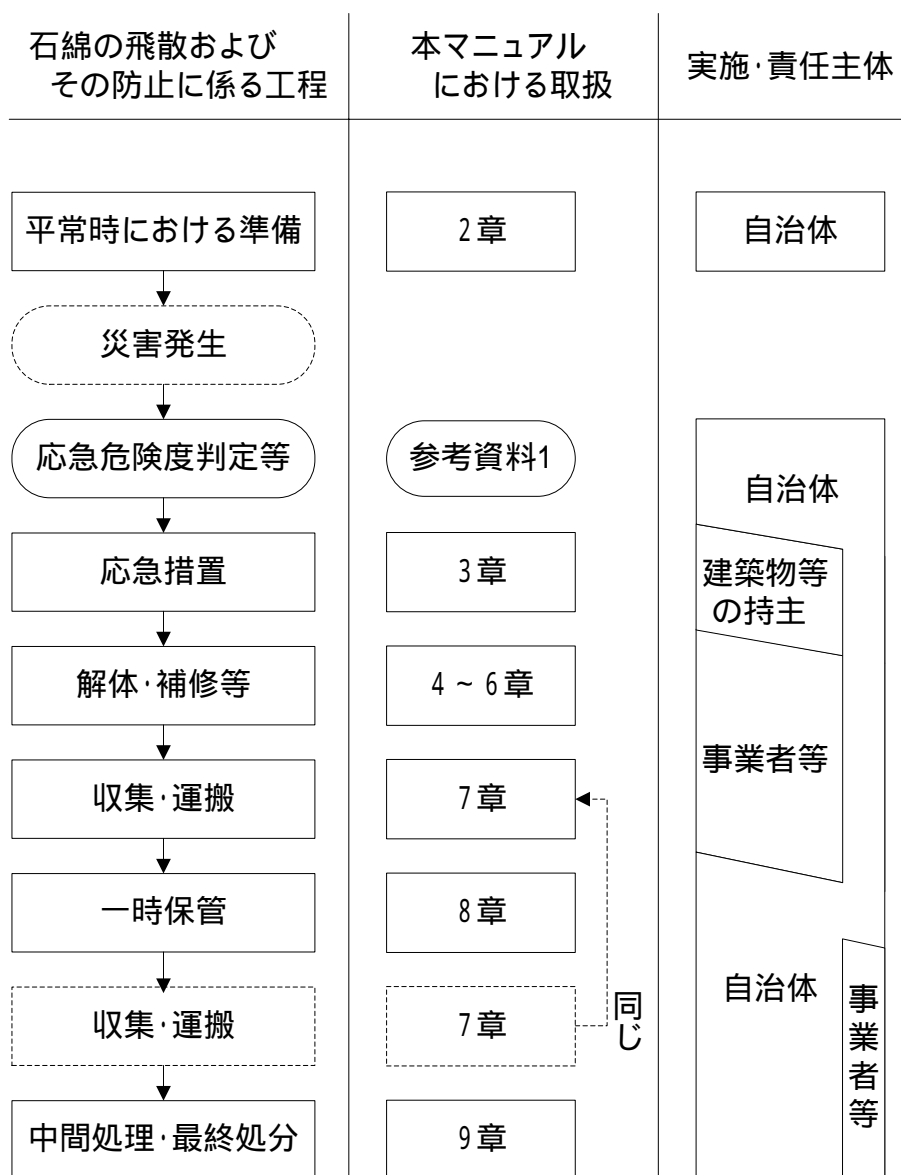


図 1.2 災害時における石綿の飛散及びその防止に係る工程

次項にその概要を示した。また、各工程の詳細は、各章・資料を参照のこと。

### 3.2 石綿飛散防止策の概要

図 1.2 に示した各工程の実施事項の概要を表 1.3 に示した。

表 1.3 各工程と実施事項概要

	工程・記載章	実施事項	実施主体
1.	平常時における準備 【第 2 章】	廃棄物処理計画 大量発生する廃棄物の処理 石綿を含有する建材等の対処 地域防災計画の確認 近隣自治体等との連携 災害復興活動の想定と検討 （検討課題の例） 応急危険度判定から調査結果の受入れ 応急措置の実施体制 解体等に係る飛散防止措置の相談窓口 一時保管場所の設置計画 中間処理・最終処分計画	自治体
	(災害発生)		
2.	応急危険度判定等 【参考資料 1】	飛散のおそれのある状態になった 石綿含有建材等の把握	自治体
3.	応急措置 【第 3 章】	飛散のおそれのある状態になった 石綿含有建材等への措置 (立入り禁止、養生等)	建築物等の持主 ・自治体
4.	解体・補修等 【第 4 章】 【第 5 章】 【第 6 章】	解体事前調査 周辺への周知(掲示) 飛散防止措置 現地分別保管・搬出	事業者・自治体
5.	収集・運搬 【第 7 章】	飛散防止措置 分別	事業者・自治体
6.	一時保管 【第 8 章】	飛散防止措置 分別保管 保管場所における分別	自治体
7.	中間処理・最終処分 【第 9 章】	中間処理・最終処分	事業者・自治体

### 3.3 平常時との違い

石綿の飛散とその防止活動に関して、平常時と災害時で大きく異なる状況を、表 1.4 に示した。また、これらの違いによって、表 1.5 に示される障害の発生が予想される。

表 1.4 平常時と災害時の違い

		災害時	平常時
廃棄物処理	処理量・質	大量・混合	通常
	保管期間	長期間	短期間
	収集・運搬	交通麻痺等の障害	通常
情報	図書の紛失	設計図書の紛失等の増加	
作業性	安全性	倒壊等の危険	
	物理的閉塞	倒壊により立入不可等	
	インフラ	電気・水の不足等	通常

災害時においては、表 1.5 に示す障害の発生が予想されることから、特別な配慮が必要である。また、石綿の飛散防止は、復興作業に当たる作業員や周辺住民の健康保全のためにも、災害時においても重要であり適切な対処が必要である。

表 1.5 被災による障害

1.	<p>廃棄物処理における障害</p> <p>大規模な災害時には一時大量に廃棄物が発生するため、一時保管場所の設置が必要とされる。これについては、都道府県や市町村の定める地域防災計画や災害廃棄物処理計画等において災害の種類・規模を想定し、災害廃棄物の発生量推計を行い、その処理計画を検討しておくこと。</p> <p>『第2章 1.一時大量発生する石綿含有廃棄物対策』参照</p>
2.	<p>調査～除去活動における障害（作業における危険性）</p> <p>作業にあたっての安全性や作業性に関しては、建築物等が被害を受けて立入りが危険となる可能性がある。建築物等が完全に倒壊してしまい、事前調査や吹付け材等の除去を平常時と同様に実施することが不可能となる場合も予想される。</p> <p>この障害への対策として、解体等の復興活動にあたる事業者等に対する指導方針を定めておくこと。</p> <p>『第2章 3.事業者等への指導體制』参照</p>
3.	<p>収集・運搬等における障害（交通等のインフラの麻痺）</p> <p>災害により道路網が途絶し、又は渋滞により、廃棄物の運搬が困難となる場合への対応や、収集・運搬等の際に飛散防止のために使用する水についても水道等が断水した場合の対応を検討しておくこと。</p> <p>『第2章 4.復興活動のタイムテーブル』参照</p>

【参考】

阪神・淡路大震災における大気中の石綿濃度を『参考資料2 災害時の大気中石綿濃度』に示した。